

京都市告示第 377 号

平成27年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

平成27年 9月25日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
1	株式会社 ハートフレン ド	京都市下京 区若宮通五 条下ル毘沙 門町33番 地1	取扱店舗数 の変更	京都市内61 店舗・大津市 1店舗・向日 市1店舗に限 る	京都市内62 店舗・大津市 1店舗・向日 市1店舗に限 る	平成27年 9月1日か ら 平成28年 3月31日 まで
2	株式会社 阪食	大阪府豊中 市岡上の町 2丁目2番 3号	取扱店舗数 の変更	京都市内5店 舗に限る	京都市内6店 舗に限る	平成27年 9月1日か ら 平成28年 3月31日 まで

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)